

やまぐちR&Dラボ規約

(趣旨)

第1条 本規約は、やまぐちR&Dラボ（以下「R&Dラボ」という。）の活動に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 R&Dラボは、研究者・技術者の交流の場を提供する事業を実施することで、企業・研究者・技術者のネットワークを形成し、オープンイノベーションの視点に立った企業連携・技術力・研究開発力等の強化、研究者・技術者の人材育成につなげることを目的とする。

(対象)

第3条 R&Dラボの対象者は、基礎素材及び輸送用機械に関連する分野において、山口県内で活動可能な研究者・技術者とし、当該研究者・技術者が所属する企業等団体単位で登録（以下「会員」という。）するものとする。

2 やまぐちR&Dラボ推進事務局が必要と認める場合は、第1項以外の者も会員として登録することができる。

3 山口県自動車産業イノベーション推進会議（以下「自動車会議」という。）の会員は、自動車会議への参加申込をもって、R&Dラボの登録手続きを行ったものとみなす。

(活動)

第4条 R&Dラボは次の活動を行う。

- (1) 国、県等の技術開発支援に関する会員への情報提供
- (2) 会員の要望等に基づく勉強会等の開催
- (3) テーマ別ワークショップ等の開催
- (4) (3)で検討したテーマの個別プロジェクト等への移行支援
- (5) その他、会員交流のために必要な活動

(事務局)

第5条 R&Dラボは、山口県産業戦略部と地方独立行政法人山口県産業技術センターが共同で担うものとし、地方独立行政法人山口県産業技術センターにやまぐちR&Dラボ推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(登録手続)

第6条 R&Dラボに入会を希望する企業等団体は、その所属する研究者・技術者をR&Dラボの活動に参加させる旨、「やまぐちR&Dラボ交流プラットフォーム登録申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し事務局に提出するものとする。

2 事務局は、第1項の申込内容を確認後、速やかに登録を行うとともに、その旨を申込代表者（企業等団体連絡窓口担当者）に対して通知する。

3 登録費用は、無料とする。

(登録事項の変更)

第7条 前条の登録申込書の記載内容に変更が生じた場合、会員は速やかに当該変更事項を事務局に通知するものとする。

(退会手続)

第8条 R&Dラボからの退会を希望する場合、会員は退会する旨を事務局に通知するものとする。

2 事務局は、登録内容の虚偽や不正な行為がある等、R&Dラボの会員としてふさわしくないと認める場合は、当該会員を退会させることができる。

(秘密保持)

第9条 会員は、R&Dラボの活動に際して知り得た他会員の情報等の取扱いに注意するものとし、活動の内容に応じて、口外禁止誓約書又は秘密保持契約を締結することができるものとする。

(規約の変更)

第10条 事務局は必要に応じ、山口県産業戦略部と協議し、本規約の変更ができるものとする。

附 則

本規約は、令和元年6月3日から施行する。